大阪府条例第　　　号

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例

の一部を改正する条例

　府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成十二年大阪府条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （市町村が処理する事務の範囲等）第二条　法第三十七条第一項の規定により大阪府教育委員会の権限に属する任免、給与（非常勤の講師（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限る。以下この条において同じ。）にあっては、報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務であって、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員（負担法第一条に規定する職員（非常勤の講師を除く。）に限る。次条において同じ。）に係るものは、当該市又は町が処理することとする。 | （市町村が処理する事務の範囲等）第二条　法第三十七条第一項の規定により大阪府教育委員会の権限に属する任免、給与（非常勤の講師（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）にあっては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務であって、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の職員（負担法第一条に規定する職員に限る。次条において同じ。）に係るものは、当該市又は町が処理することとする。 |
|  |  |

附　則

　この条例は、令和二年四月一日から施行する。